

福岡医発第827号(地)
平成24年 6月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

計画停電対応時における日本医師会医賠償保険の取扱いについて

今夏九州電力管内の電力需給については、深刻な状況であり、万が一のときのために計画停電の準備が進められております。

今般、医療機関における計画停電時に発生した事故の日本医師会医賠償保険（以下「日医保険」）の取扱いに関する資料が、6月15日に日本医師会で開催されました、都道府県医師会電力確保対策担当理事連絡協議会において別紙のとおり示されましたのでご連絡いたします。

別紙資料にありますように計画停電時に発生した事故については、事案によっては日医保険の対象とならず、医療施設賠償責任保険（以下「医療施設賠」）の対象となりますので、医療施設賠への加入が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、まだ医療施設賠にご加入されていない先生方に対して、必ずご加入いただきますよう周知の方ご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、損害保険ジャパンの医療施設賠は日医保険の免責部分の保険（100万円保険）や大型保険にセットされております。

計画停電対応時における日医医賠償保険の取扱い

事務局：日本医師会 医賠償対策課

1. 想定される計画停電時の事故

以下のようなケースの場合、日医医賠償保険（以下「日医保険」）の対象となるのか。また、医療施設賠償責任保険（以下「医療施設賠」）の対象となるのか。

（ケース1）電力会社の発表した計画停電に対応するため自家発電設備を導入したが、停電時に設備が作動せず、患者への損害が発生してしまった。

（ケース2）電力会社の発表した計画停電に対応するための自家発電設備の導入ができないため、他の医療機関へ患者を（一時的に）転院させるべきであったが、転院できない状態のまま停電になり、患者への損害が発生してしまった。

2. 日医保険の考え方

（1）日医保険特別約款においては、「保険金を支払う場合」として第1条で「医療行為に起因する他人の身体の障害」と規定されております。また、「保険金を支払わない場合」として第2条で「被保険者が業務を行う施設または設備の所有、使用または管理に起因する損害」は免責と規定されております。（別紙約款対比表参照）

※日医保険特別約款においては「医療行為」、一般の医師賠償保険特別約款においては「医療業務の遂行」という文言になっております。

（2）一方、医療施設賠においては、「保険金を支払わない場合」として、第2条において「医療業務の遂行に起因する身体の障害」は免責と規定しております。したがって、医療行為に起因するかどうかが「日医保険の対象となるのか、医療施設賠の対象となるのか」の判断基準となります。

（3）計画停電について医療機関が事前に認識しているのであれば、停電期間中における適切な対応策を準備することは医療機関側へ求められる注意義務と考えますが、医療行為との起因性については一律判断が極めて困難であり、想定出来ないケースもあり個別に判断を行うこととなります。

<基本的な考え方の具体例（下記事例により、患者に身体障害が発生してしまった。）>

①	自家発電設備への切替にあたり、一度、人工呼吸器の電源を落とし、再度電源を入れるのを失念してしまった。	⇒日医保険の対象 人工呼吸器の装着等、医師の監視が必要な患者に対しては、人工呼吸器の作動確認を含めて準備することが医療行為として求められる範囲（医療行為との起因性がある）と解釈されるため。
②	自家発電設備の作動確認を怠っていたため、停電当日に自家発電設備が作動せず、人工呼吸器の電源が確保できなかった。	⇒医療施設賠の対象 自家発電設備の作動確認については、医療行為との起因性がないと解釈される。
③	自家発電設備は正常作動したが、たまたま人工呼吸器が故障してしまった。	⇒医療施設賠の対象。 人工呼吸器の故障については、医療行為との起因性がないと解釈される。（別途、状況に応じて当該機器メーカー等への求償もあり得る。）
④	自家発電設備の導入ができないため、患者を事前に転院させるべきだったが、転院できないまま停電となり呼吸障害が残ってしまった。	⇒日医保険の対象 転院の判断（患者管理）は医療行為に求められる範囲と解釈される。
⑤	計画停電で暗くなったフロアで、患者が転んでしまった。	⇒医療施設賠の対象

*（ご注意）日医保険では「医療施設賠」の補償はありません。100万円保険や一般の医師賠償責任保険等にセットされている場合があります。

*（言葉の説明）免責とは：保険金を支払わない

日本医師会医師特別約款	一般医師賠特別約款 (東京海上日動社)	医療施設特別約款
第1条 (保険金を支払う場合) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内で行われた<u>医療行為 (被保険者が自ら行ったかどうかを問いません。)</u>に起因する他人の身体の障害につき、保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に損害賠償を請求されたことによって被る損害に対して、保険金を支払います。 第2条 (保険金を支払わない場合) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。 ① <u>次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任</u> ア. <u>被保険者が業務を行う施設または設備</u> イ. 航空機、車両 (原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物 ② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ③ 美容を主たる目的とする医療行為に起因する賠償責任 ④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。 第3条 (支払保険金額の算定に関する特則) この保険契約により保険金を支払うべき損害が発生した場合において、被保険者のほかに法律上の損害賠償責任を負担すべき医師 (日本医師会A会員である医師を除きます。) または医療提供施設の開設者 (これらを以下「他の医師等」といいます。) があるときは、被保険者の被害者に対する法律上の損害賠償金につき当会社が保険金を支払うべき損害の額は、その損害について他の医師等が負担すべき額を控除して算定するものとします。 第4条 (通知) (1) 被保険者は、100 万円を超える損害賠償請求を受けた場合は、その内容を遅滞なく当会社に通知しなければなりません。 (2) 被保険者が保険期間中に (1) の損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知り、その内容を遅滞なく当会社に通知した場合は、その原因または事由に基づく損害賠償請求が保険期間終了後10年以内になされたときに限り、その損害賠償請求は、この保険契約の保険期間中になされたものとみなします。 (3) 同一被害者に対して複数の被保険者が医療行為に関与した場合は、そのうちの	第1条 (保険金を支払う場合) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において<u>医療業務 (以下「業務」といいます。)</u>を遂行するにあたり<u>職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人 (その医療行為の対象者となる者をいいます。) の身体の障害 (障害に起因する死亡を含みます。) が発生したこと (以下「事故」といいます。)</u>につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 (以下「損害」といいます。) に対して、保険金を支払います。 第2条 (保険期間と保険責任との関係) (1) 当会社は、普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (1) に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、損害に対して保険金を支払います。 (2) (1) に規定する「発見」は、被保険者が事故を最初に認識した時 (認識し得た時を含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時 (提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。) のいずれか早い時点をもってなされたものとします。 (3) 同一の原因または事由に起因するすべての事故は、発生した時もしくは場所、発見された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず1事故とみなします。なお、これらの事故は、最初に発見された時にすべて発見されたものとみなします。 第3条 (保険金を支払わない場合) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。 ①<u>次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任</u> ア. <u>被保険者が業務を行う施設または設備</u> イ. 航空機、車両 (原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物 ②名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。 第4条 (供託金の貸付等) (1) 当会社は、この保険契約により当会社が保険金を支払うべき場合は、保険証券記	第1条 (保険金を支払う場合) (1) 当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。 ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の医療用の施設 (設備を含みます。以下「医療施設」といいます。) ②医療施設の用法に伴う保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) の遂行 ③被保険者の占有を離れた飲食物その他の保険証券記載の財物 (以下「生産物」といいます。) (2) 当会社は、(1) の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に発生した場合に限り、保険金を支払います。 第2条 (保険金を支払わない場合) 当会社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の事由に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。 ①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による<u>医療業務の遂行に起因してその医療行為の対象となる者が被った身体の障害</u> ②建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ③医療施設の修理、改造または取壊し等の工事 ④次に掲げるものの所有、使用または管理 ア. 自動車、原動機付自転車または航空機 イ. 医療施設外における船・車両 (原動力がもっぱら人力である場合を除きます。) または動物 ⑤昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、または提供した生産物 ⑦ 次の財物の損壊またはその使用不能 (財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。) ア. 生産物

1人が（１）または（２）に規定する通知をした時に他の被保険者も通知をしたものとみなします。 第5条（被保険者が死亡した場合の特例） （１）被保険者が保険期間中に死亡した場合において、保険期間終了後10年以内に被保険者の相続人が被保険者にかかわる第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償を請求されたときは、その損害賠償請求は、この保険契約の保険期間中になされたものとみなします。 （２）（１）の場合において、前条（１）および次条に規定する「被保険者」は、「被保険者の相続人」と読み替えます。 第6条（賠償の解決における被保険者の同意） （１）普通保険約款第13条（損害賠償請求解決のための協力）（１）の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ請求をなされた被保険者の同意を得るものとします。 （２）被保険者が正当な理由なく（１）に規定する同意をしない場合は、当社が支払うべき保険金の額は、次の額の合計額を限度とします。 ① 普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金については、もし被保険者が（１）に規定する同意をしたならば賠償債務の額として確定したと認められる額（他の医師等が負担すべき額がある場合は、それを控除した額） ② 普通保険約款第2条（損害の範囲）②から⑤までに規定する費用については、当社が（１）に規定する同意を求めた時までに発生した額 第7条（免責金額） （１）当社は、同一医療行為につき、普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の賠償責任金の額（他の医師等が負担すべき額がある場合は、その金額を控除した額）が100万円を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金を支払います。 （２）（１）の「同一医療行為」とは、同一の被障害者に対して行った一連の医療行為をいいます。 （３）当社は、（２）の規定のほか、同一の原因によって複数の被障害者が発生した場合は、これを「同一医療行為」とみなします。 第8条（普通保険約款および特別約款の適用） 当社は、被保険者ごとに普通保険約款およびこの特別約款の規定を適用します。 第9条（普通保険約款との関係） この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。	載の支払限度額の範囲内で、上訴のときの仮執行を免れるため被保険者が供託する供託金相当額を供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。ただし、同一事故につき既に当社が支払った保険金がある場合は、保険証券記載の支払限度額からその支払った全額を差し引いた額を限度とします。 （２）（１）の規定により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。 （３）（１）の貸付けが行われている間においては、保険証券記載の支払限度額は、その貸付金を既に支払った保険金とみなして適用します。 （４）（１）の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された金額の限度で、（１）の規定する貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。 第5条（事故の発見） 保険契約者または被保険者は、事故を発見したときは、普通保険約款第12条（事故の発生）（１）①に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。 第6条（代位） 当社は、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対して普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき取得する権利を行使しません。ただし、これらの者の故意による事故の場合を除きます。 第7条（読替規定） この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。 <table><tr><th>普通保険約款の規定</th><th>読替前</th><th>読替後</th></tr><tr><td>第5条（保険責任の始期および終期）（３）、第10条（通知義務）（４）および（７）、第18条（重大事由による解除）（２）ならびに第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（５）および（７）</td><td>発生した事故</td><td>発見された事故</td></tr><tr><td>第6条（告知義務）（３）③</td><td>事故による損害の発生前に</td><td>事故が発見される前に</td></tr><tr><td>第6条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（２）</td><td>事故による損害の発生後</td><td>事故が発見された後</td></tr></table> 第8条（普通保険約款との関係） この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。	普通保険約款の規定	読替前	読替後	第5条（保険責任の始期および終期）（３）、第10条（通知義務）（４）および（７）、第18条（重大事由による解除）（２）ならびに第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（５）および（７）	発生した事故	発見された事故	第6条（告知義務）（３）③	事故による損害の発生前に	事故が発見される前に	第6条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（２）	事故による損害の発生後	事故が発見された後	イ、仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。） 第3条（免責規定の適用除外） 普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、昇降機に積載した他人の財物には適用しません。 第4条（１事故の定義） 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。 第5条（普通保険約款等との関係） この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。
普通保険約款の規定	読替前	読替後												
第5条（保険責任の始期および終期）（３）、第10条（通知義務）（４）および（７）、第18条（重大事由による解除）（２）ならびに第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（５）および（７）	発生した事故	発見された事故												
第6条（告知義務）（３）③	事故による損害の発生前に	事故が発見される前に												
第6条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（２）	事故による損害の発生後	事故が発見された後												